

よくある消防職員の不正・不祥事処分事例

【事例1】

消防装備の一般競争入札において、特定の会社に工事を落札させようと企て、入札予定価格を教示するなど、入札等の公正性を害する行為をした→**免職処分**

【事例2】

上司から出張を伴う事務について適切な処理を行うよう指示を受けたにもかかわらず、当該事務を実施せずに虚偽の報告書等を作成し、さらに出張旅費を不適正に受領した→**停職処分**

【事例3】

行政文書やデータファイルの厳正な管理について、日頃から厳しく指導を受け、持ち出しに当たっては、上司の許可が必要であることを認識していたにもかかわらず、上司の許可を得ずに無断で行政文書とデータファイルを持ち出した上、入っていた鞆を亡失した→**減給処分**

【事例4】

消防団・少年消防費等を私的に流用した。また、発覚を免れるため、会計担当を外れた後も後任に会計書類の引き継ぎを行おうとしなかった→**免職処分**

【事例5】

自らが購入したマンションについて架空の賃貸借契約書を作成して職場に提出し、住居手当を不適正に受給した→**停職処分**

【事例6】

職場で保管していた郵便切手等を勝手に持ち出して換金し、借金の返済や遊興費等として費消した。また、職場での調査において虚偽の供述を繰り返した→**免職処分**

【事例7】

ソーシャルメディア上で不適切な発言を行い、重要課題に対する市や所属消防局の信頼を傷つけた→**停職処分**

【事例8】

帰宅途上の電車内において、他の乗客と口論となり、相手の顔面を殴るなどして傷害を負わせた→**減給処分**

【事例 9】

職務上知り得た市民の個人情報(勤務先やその電話番号等)を外部に漏えいし、報酬を得ていた→**免職処分 & 地公法(守秘義務)違反及び加重収賄罪で刑事罰**

【事例 10】

過去に欠勤により減給処分を受けて戒められていたにもかかわらず、再び無断欠勤を続けた→**免職処分**

【事例 11】

適正な手続を取らずに勤務日に勤務外の講演等を行い、謝金を受領した→**停職処分**

【事例 12】

勤務時間中に、私用のスマートフォンや業務用のパソコンを使って、業務と無関係の株価や旅行情報を閲覧した→**減給処分**

【事例 13-01】

政治的行為(当然政治的目的を有するもの)多数人の前で政治的目的を有する意見を述べる→**懲役処分等、刑事罰(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)**

【事例 13-02】

職員団体活動の一環として、政治的目的を有する文書を著作し、職場のパソコンを利用して職員に配布した→**戒告処分**

【事例 14】

家族から賃貸不動産を含む全財産を相続し、アパート及び駐車場の賃貸を行っていたにもかかわらず、自営兼業の承認申請を怠っていた→**減給処分**

【事例 15】

任命権者の承認を得ることなく、勤務時間外に、都内の飲食店でアルバイトを行い、報酬を得ていた→**減給処分**